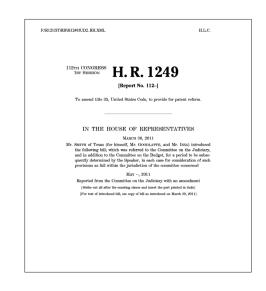
米国"新"特許法の新基準

昨年9月16日に施行されたAmerica Invents Actによる急激な法律上の変化は、これから徐々に現実のものとなっていくはずですが、法改正に適合するのに相応しい指針を米国特許庁(PTO)はいまだ出していません。現在の審査基準(MPEP)に示されたルールは依然として法改正前のままです。

今回の法改正で最も目立つ変化は、先発明主義から先願主義への移行でしょう。先願主義は、米国憲法に基づいて最先の発明者にしか特許権を与えるべきではないと考えている人々に反対されてきました。しかし、実際には米国でも最初の発明者ではない人に特許権を与えたことは稀ではなく、例えば、先に発明はしたが出願しなかった人もたくさんいたはずです。憲法に基づく反対論の正当性は疑わしいと思えます。いずれにせよ、先願主義を採用する法案が成立して米国は諸外国との調和を進めたことになります。

米国特許制度の根幹を揺るがす先願主義への移行は2013年です。しかし、それ以外の多くの法改正内容はすでに発効しており、またもうじき発行するものもあります。にもかかわらず、法改正に基づいた変更がMPEPではなされていません。

たとえば、改正前の当事者系再審査制度では、第三者の再審査請求を受け入れるか否かを、引用された従来技術が「substantial new question of patentability」をもたらすか否かに基づいて審査官が決めることになっていました。しかし、実際の運用は非常に緩くて再審査請求の95%が受け入れられていました。このため、法改正により、当事者系再審査請



求 が「a reasonable likelihood that the requester will prevail with respect to at least one of the claims challenged」を十分に証明していればPTOは再審査請求を受け入れることになりました。

しかし、「substantial new question of patentability」(SNQ 基準)と「a reasonable likelihood to prevail」(RLP基準)との違いが明らかではありません。法改正前のSNQ基準と現在のRLP基準とがどのように違うのか、あるいは違わないのかがよくわかりません。

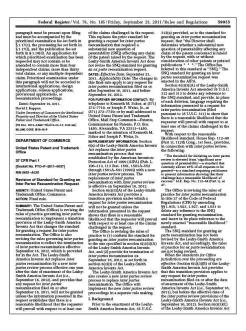
興味深い違いがひとつ明らかになってはいます。新しいRLP基準では、「new question」は必要とされなくなったのです。そのため、特許になる前の審査で既に引用された先行技術を当事者系再審査でも使うことが可能になりました。今年4月にこの点が再審査において論点になりました。再審査請求を受けた特許権者側が、再審査請求側の議論ではnew question of patentabilityが証明されていない

と反論したのです。しかし、PTOはその反 論を退け、現在のRLP基準では「new question」は必要とされていないことを明確 に指摘しました。

MPEPは変更されていませんが、このようなプロセスを経て、具体的な運用が明らかになってくることもあります。しかし、それは極めて例外的です。

再審査制度ひとつをとっても、他にも、法 改正によって手続きが具体的にどう変わった のかが不明なために困る状況はいろいろと生 まれています。

たとえば、当事者系再審査請求では、先行技術に基づく拒絶理由を複数含めることができますが、審査官が再審査請求を受け入れるか否かを決める時にはそれらのうちの一つだけを選んで請求を受け入れることが多いです。当然、請求者は提出した拒絶理由のすべてを使って欲しいと思っています。しかし、法改正前には審査官のその決定に対して反論するための請願書を提出する権利が請求側にありませんでした。これが、法改正後にどう





なったのかがわかりません。

その他、たとえば審判時のAppeal Briefに要求されている内容も変わりました。法改正を反映していないMPEPでAppeal Briefの内容を調べると古いルールが書いてあります。それに従ってAppeal Briefを提出してしまったら、PTOに不備を指摘される可能性が高いです。

このように、America Invents Actによって様々な改正がなされたにもかかわらず、MPEPが未だにそれらの改正内容を反映していないために混乱が生じています。私たち実務家は改正に伴う手続変更に気をつけなければならないのですが、確信を持ってその変更内容を具体的に知ることができない状態が続いています。America Invents Actは法律しか変えておらず、PTOという「生き物」がそれにどう反応するかがわからないのです。

筆者紹介

ネルソン・グラム

U.S. Attorney (Virginia Bar), Global IP Counselors, LLP 所属。

1981年米国バージニア州生まれ。ジョージ・ワシントン大学 (DC) で国際関係論を学びながら、ウルグアイ大使館でインターン。卒業後、2003年渡日、香川県三野町 (現在三豊市)の国際交流協会で一年勤務。うどんが大好物となる。帰国後、ジョージ・メーソン大学ロースクール卒。2008年8月からGlobal IP Counselors, LLPに弁護士として勤務。趣味は読書、運動。好きな言葉は「鳴かぬ蛍が身を焦がす」。